

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額の100分の5以上とする。足りない場合、入札は無効とする。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当する。

3 入札保証金の免除

(1) 次のいずれかに該当するとき、入札保証金の全部又は一部の納付が免除できる。

ア 入札保証金以上の金額について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を期日までに提出したとき

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公共及び公団を含む）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する「業務実績証明書（様式第3号）」を期日までに提出したとき

(2) 免除に係る書類は、資格審査資料の「入札保証金に関する書類」に含まれるものとし、提出期限も同様とする。

(3) 免除に該当するかについては、一般競争入札参加資格審査の結果通知と併せて連絡する。

4 入札保証金の納付（納付書による現金納付）

(1) 納付方法 資格審査資料の提出期限までに「債務者登録票（別添様式1）」及び入札保証金納付書発行依頼書（様式第6号）を提出し、その後、県から送付される納付書によって納付すること。

納付後は、納付書の写しを入札の前までに提出すること。

(2) 納付場所 指定金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄開放銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、みずほ銀行、鹿児島銀行）

(3) 納付期限 入札日の前日

(4) 還付方法 落札者以外は、入札終了後、「債務者登録票」で指定した口座に振り込む。